

地域の会第136回定例会 資料

平成26年10月1日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（9月3日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：原子力規制庁の主な対応（9月3日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

資料3：放射線モニタリング情報

前回定例会(9月3日)以降の原子力規制庁の動き

平成26年10月1日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

(9月10日定例会)

○九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について

原子力規制委員会として九州電力川内原子力発電所の審査書案を了承すると共に、同設置変更許可を決定いたしました。

(9月17日定例会)

○実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド(案)及び実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド(案)に対する意見募集の結果について

お寄せいただいた御意見を踏まえ、「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド」及び「実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド」を制定しました。

○日本機械学会 設計・建設規格の規定の誤りを踏まえた対応について

日本機械学会が作成している設計・建設規格につきましては、原子力規制委員会としても、これを是認し使用しているところですが、2005年版/2007年追補版、2012年版において破壊靱性試験における衝撃試験の再試験に係る規定に誤りが判明しました。これに対応するため、

- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「技術基準規則解釈」という。)の改正
- ・発電用原子炉設置者に対する再試験規定の適用の有無に係る報告の要請等を行うことが了承されました。

○原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの一部改正について

標記評価ガイドの解説の中で設計飛来物の種類に応じた最大速度を計算することを求めておりますが、その算定過程に誤りがあり、最大速度を大きめに算出していることが判明したことから、評価ガイドの数値を修正し、ガイドを改正することが了承されました。

(9月24日定例会)

○原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正について

原子力防災体制の充実・強化のため、内閣府に専任の常駐職員を配置し、平時及び緊急時の両方で原子力防災担当大臣を支える体制を強化し、地域の原子力防災体制の充実・強化に係る業務を強力に推進するとともに、原子力防災会議・原子力災

害対策本部の事務局機能も含め、関係省庁、地元自治体等との平時及び有事の総合調整を一元的に担うことができる組織体制を強化するため、内閣府及び原子力規制委員会の機構及び定員の見直しを行うこととし、内閣府本府組織令及び原子力規制委員会組織令のほか、関連政令について所要の改正を行うことが了承されました。

○東京電力株式会社福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について

東京電力（株）は、原災法に基づく冷温停止維持のための復旧計画の策定及びその実施の際の留意事項について指示を受け、経済産業大臣宛てに当該復旧計画を提出（平成24年1月31日）しています。

原子力規制庁は、東京電力が作成した1号機から4号機の温度影響等による健全性評価報告書について、現在まで面談により確認を実施してきたところですが、確認した1号機から4号機の原子炉施設に対する温度影響等による健全性評価の結果等について、根拠となる点検記録等の書類や設備の状況等を現地で確認するため、原子力規制庁は平成26年9月25日、26日に原災法に基づく立入検査を実施することを決定しました。

○原子力施設に係る平成25年度放射線管理等報告について

原子力施設に係る平成25年度放射線管理等報告書等については平成25年12月10日（上期）、平成26年6月2日（下期）等に公表しておりますが、その内容を取りまとめた結果が事務局より報告されました。

（10月1日定例会）

○原子力防災体制の充実・強化のための原子力規制委員会組織規則の改正について

原子力防災体制の充実強化に関し、本年9月26日に、内閣府本府組織令とともに原子力規制委員会組織令の一部を改正し、長官官房及び部の所掌事務等について所要の措置を行う政令の閣議決定が行われたところですが、これにあわせて、原子力規制委員会組織規則を改正し、長官官房及び各部に置かれる課及び職の規定について、所要の措置を行うことが決定されました。（別添1）

○災対法の改正に伴う原災法の一部改正について

本年7月の中央防災会議「防災対策実行会議」の検討結果を踏まえ、今臨時国会に災害対策基本法等の一部を改正する法律案が提出される予定ですが、この際、災対法の特別法である原子力災害対策特別措置法について、災対法改正案の附則で、読み替え規定を追加する等の改正を行うことが紹介されました。（別添2）

○東京電力株式会社「柏崎刈羽原子力発電所保安規定変更認可申請」（1号炉の高経年化技術評価等）に対する審査について

本年9月16日に東京電力（株）から平成27年9月17日に運転開始以後30年を経過する柏崎刈羽原子力発電所1号炉の高経年化技術評価等に係る保安規定変更認可申請を受領しましたが、東京電力が実施した高経年化技術評価等のうち運

転を断続的に行うことを前提とした部分の審査を行うことは、現時点で、新規制基準において要求されている内容の確認がされていないことから困難なことから、冷温停止状態が維持されることを前提とした部分のみを対象とした審査を行うことが決定されました。

【放射線審議会】

9月4日 第128回会合

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○溶接規格の技術評価に関する検討チーム

9月24日 第2回

○原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

9月2日 第2回会合

○原子力事業者防災訓練報告会

9月12日 第4回

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

9月 5日 第135回会合 9月 9日 第136回会合

9月11日 第137回会合 9月12日 第138回会合

9月18日 第139回会合 9月25日 第140回会合

9月26日 第141回会合 9月30日 第142回会合

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

9月 3日 新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について

9月12日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換(7) <東北電力、東京電力、日本原子力発電、中部電力、北陸電力、中国電力合同面談>

9月22日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(69) <東北電力、東京電力、中部電力、中国電力合同ヒアリング>

新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(70) <東北電力、東京電力、中国電力合同ヒアリング>

9月24日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(71) <東北電力、東京電力、中部電力、中国電力合同ヒアリング>

9月30日 第142回会合

【原子力規制庁ホームページ】

(9月9日)

○「安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る意見交換の場への参加について(依頼)」の発出について

平成26年度第21回原子力規制委員会(8/27開催)において、標記に係る意見交換の趣旨について文書の発出指示があったことを踏まえ、文書を発出しました。(別添3)

○東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理しました

<申請の変更事由>

- ・工程調整に伴う変更
- ・溶接施工工場の名称変更

なお、原子力規制委員会に提出された申請書及び申請変更届出書については、溶接安全管理審査後、その結果と併せて公表する予定です。

(9月16日)

○東京電力株式会社より柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書を受理しました

<変更の内容>

1号機の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期保守管理方針の追加

原子力規制委員会に提出された申請書については、当該申請書に基づき審査を実施し、原子炉等規制法に基づき認可した場合にはその結果を公表する予定です。

(9月19日)

○原子力規制委員会委員交代のお知らせ

原子力規制委員会では、平成26年9月18日付で規制委員会発足以降、規制委員会の活動にご尽力頂いた島崎邦彦前委員、大島賢三前委員が任期満了に伴い退任しました。(期間は平成24年9月19日から平成26年9月18日の2年間)

新しい原子力規制委員会委員としては、国会において(6月10日衆議院、6月11日参議院)同意がなされた人事案のとおり、9月19日付で田中知委員、石渡明委員(それぞれ任期は5年間)が就任しました。

(9月26日)

○東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請を受理しましたので、公表します

<変更の内容>

- ・法令改正にともなう変更
- ・記載の適正化にともなう変更

原子力規制委員会に提出された補正申請書については、当該申請書に基づき審査

を実施し、原子炉等規制法に基づき認可した場合にはその結果を公表する予定です。

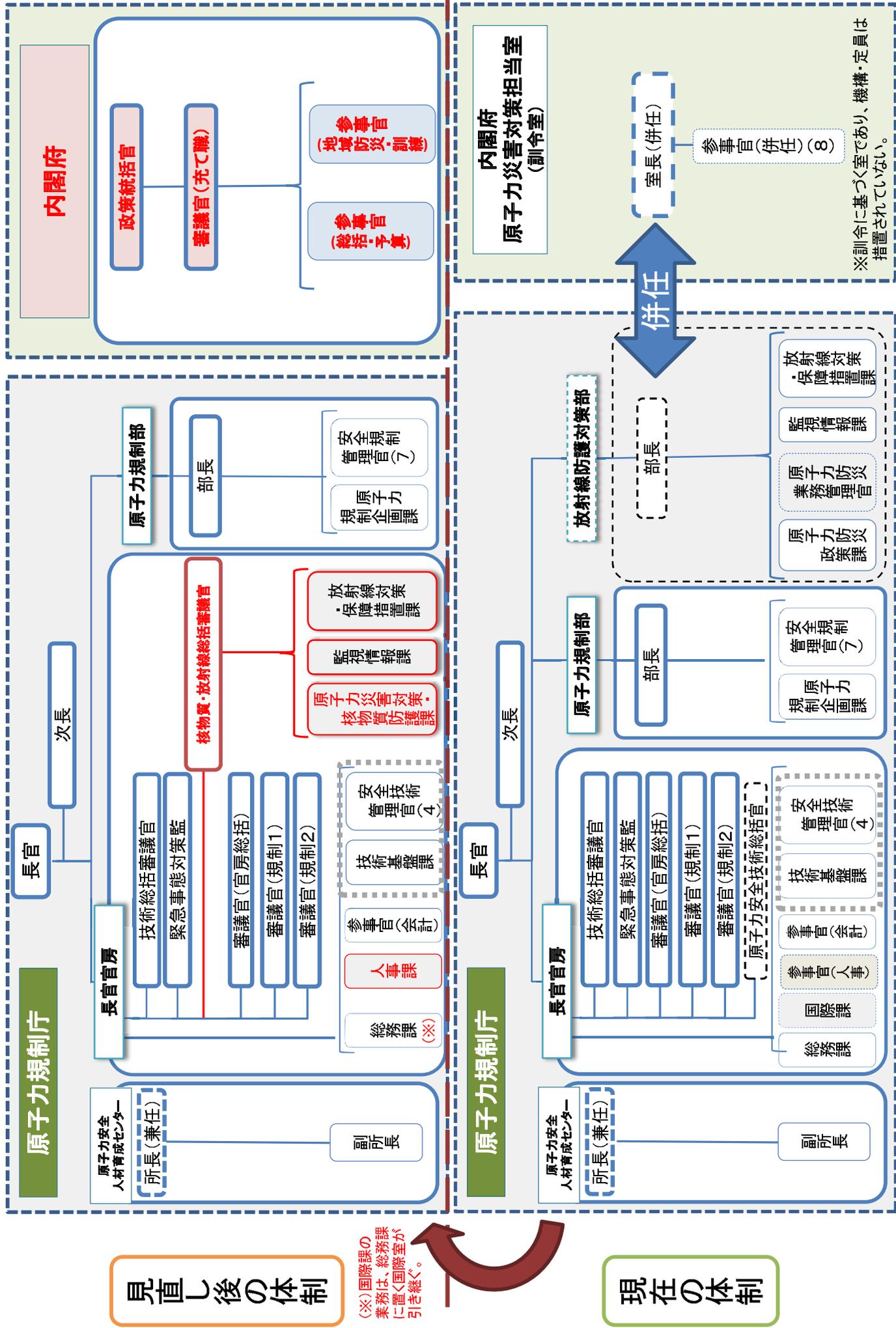
【柏崎刈羽原子力規制事務所関係】

○平成26年度第2回保安検査の実施結果について（速報）

別添4のとおり

以 上

原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて(案)



見直し後の体制

(※)国際課の業務は、総務課に置く国際室が引き継ぐ。

現在の体制

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律案の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
 （その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



（首都直下地震における八方向作戦の例）

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策（例：ホイールローダーによる移動）

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
 （都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

原規規発第 1409051 号

平成 26 年 9 月 5 日

別記 宛

原子力規制委員会

NRA-Cb-14-001

安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する
取組に係る意見交換の場への参加について（依頼）

原子力規制委員会は、平成 26 年度第 21 回原子力規制委員会定例会において、今後、主要な原子力事業者と安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について、意見交換の場を設けることといたしました。開催趣旨については、別紙のとおりです。

（貴社／貴機構）におかれましては、積極的に御対応いただけますと幸いです。なお、下記のとおり、意見交換の場を設ける予定であり、詳細につきましては、別途御連絡いたします。

記

- （1）対象者：原子力事業者の代表者（原子力部門管理責任者の同席も可。）
- （2）開催頻度：月 1 回程度（各原子力事業者が年 1 回程度の参加を予定。）
- （3）開催形式：原子力規制委員会議事運営要領（原規広発第 120919005 号（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定））に基づき、原子力規制委員会の臨時会として開催し、原則として会議、資料及び議事録を公開するものとする。
- （4）主な論点：
 - 原子力事業者が自主的に行っている、安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組等について、積極的かつ責任を持って取り組むことに関する意思表示。
 - 規制制度の改善に向けた検討を行うための発案等。ただし、個別施設についての規制や審査等については話題としない。
 - 一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）に対する、自主的な安全性向上に関する体制・枠組についての考え。
 - その他。

以上

(別紙)

安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る意見交換について御案内いたします。なお、開催趣旨については以下のとおりです。

これまで、我が国においては、原子力利用の安全を確保するためには規制を満たせば十分であるという考えが支配的であったとの指摘があり、安全文化が十分に醸成されているとは言えない状況にあったと考えます。本来、規制は安全性確保のための最低限の要求であり、安全について第一義的責任を持つ原子力事業者自らが、更なる安全性向上のための取組を進めることが重要です。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力事業者の姿勢や取組がどのように変わったのかを積極的に情報発信していくことが、原子力事業者の信頼回復のために求められていると思います。

同時に、安全文化の醸成を図ることは、原子力事業者のみならず、規制機関である原子力規制委員会においても重要な課題です。原子力規制委員会は、原子力事業者が独自の工夫や新たな知見を取り入れた自主的な取組を積極的に講じることのできる環境を維持するとともに、現状の規制制度の改善に向けた現場の声にも耳を傾けることが必要ではないかと考えております。

両者における安全文化の醸成を始め、各般にわたる安全への取組の向上を図るためには、両組織におけるトップマネジメント及びリーダーシップが何より重要であり、については、原子力事業者の代表者である貴殿と直接意見交換することによって互いの意思疎通を図り、我が国全体として、原子力利用についてより高いレベルの安全を求めていきたいと考えます。

本意見交換について、趣旨を御理解いただき、積極的に御対応いただけますようお願い申し上げます。

平成26年9月5日

原子力規制委員会委員長
田中 俊一

(別記)

北海道電力株式会社 代表取締役社長 川合 克彦
東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠
東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久
北陸電力株式会社 代表取締役社長 久和 進
関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠
中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英
四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭
九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明
日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎
日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 工藤 健二

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の保安検査結果について(速報)

平成26年9月30日
柏崎刈羽原子力規制事務所

1. 概要

平成26年9月1日から平成26年9月12日までの間、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所における保安規定の遵守状況を確認するため、保安検査(以下、「検査」という。)を実施した。検査は、検査前に公表した予定の検査項目以外にも、抜き打ち検査を実施した。

2. 検査の内容及び方法

(検査内容)

許可された保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されているかを以下の項目について確認した。

- (1) 緊急時安全対策等の実施状況
- (2) -1 保守管理の実施状況(保全計画・管理)
-2 保守管理の実施状況(保全の有効性)
- (3) 緊急時演習等の実施状況
- (4) 廃棄物等管理の実施状況(抜き打ち検査)

(検査方法)

保安規定の遵守状況を確認するため、マニュアル及び記録の確認、機器等の運転・管理状況の現場確認、保安活動への立ち会い及び関係者への質問等を実施した。

3. 検査で確認した主な内容

(1) 緊急時安全対策等の実施状況

緊急安全対策等の実施状況については、H25年度第2回保安検査で確認しているが、その後に対策強化のための追加工事等が行われていることから、現在の進捗状況や緊急時マニュアルの整備状況、それらに基づく要員の訓練実施状況の確認を行った。

検査の結果、緊急時安全対策等を計画・実施にあたっては、本店も含めた社内会議体等により対応方針の審議・決定、工事の進捗管理・情報共有が行われていることを確認した。実際の装置等の配備状況については、抜き取りにより7号機静的触媒再結合器(PAR)等の設置、高所放水車等が計画通り行われていることを確認した。

緊急時マニュアルの整備状況については、工事の進捗、資機材の配備状況等を踏まえて、津波アクシデントマネジメントの手引きの改訂等を実施していることを確認した。

要員の訓練実施状況については、ガスタービン・発電機車操作訓練等、緊急時に係る個別訓練が計画的に実施され、訓練における判定基準を定め、その結果に基づき、適時改善が行われていることを確認した。

(2)－1 保守管理の実施状況(保全計画・管理)

保守管理の実施状況(保全計画・管理)については、施設の点検、補修等の保全に必要な各プロセス(工事計画、設計管理、調達管理、工事管理)の実施状況について確認を行った。

検査の結果、保安規定に基づき策定された「保守管理基本マニュアル」に工事計画、工事管理の具体的な方法を規定し、「設計管理基本マニュアル」、「調達管理基本マニュアル」に設計管理、調達管理の具体的な方法を規定し、これらが継続的な見直しが行われていることを確認した。

保全工事の具体的な実施状況については、設計管理対象の選定、設計レビュー、設計検討結果の文書化、購入仕様書に対する設計検証、工事計画、工事管理、工事完了確認を行い、保全に必要な各プロセスが実施されていることを記録に基づき抜取りにより確認した。

(2)－2 保守管理の実施状況(保全の有効性)

保守管理の実施状況(保全の有効性)については、点検・補修等の結果の確認・評価、点検補修等の結果の不適合管理、是正措置及び予防処置、保全の有効性評価の実施状況について確認を行った。

検査の結果、「保守管理基本マニュアル」等のマニュアルに手順等が定められ、継続的な見直しが行われていることを確認した。これらのマニュアルに従って、点検・補修等の結果の確認・評価、点検補修等の結果の不適合管理、是正措置及び予防処置が行われていることを、工事施行報告書や不適合管理報告書等の記録により確認した。

保全の有効性評価については、マニュアルに基づきタービン、原子炉等のグループごとに「保全の有効性評価結果記録シート」を作成し、評価を行い、その結果を保全計画書に反映していることを抜取りによって確認した。

(3)緊急時演習等の実施状況

緊急時演習等の実施状況については、必要な体制、要員に基づく訓練計画を策定し、緊急安全対策等に対する定期的な訓練を実施し、訓練結果に基づく評価、課題等の取りまとめ状況を確認した。

検査の結果、「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」、「NM-51-13 原子力災害対策マニュアル」、「原子力防災訓練実施ガイド」、「柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織防災教育・訓練・力量管理ガイド」等に基づき、必要な緊急時体制、確保すべき要員の力量の明確化、力量を維持・向上するための教育及び訓練計画の策定、定期的な訓練の実施、評価及び次回訓練への課題抽出を実施していることを記録の抜き取りによって確認した。

(4)廃棄物等管理の実施状況(抜き打ち検査)

固体廃棄物貯蔵庫保管のドラム缶の一部に、膨脹したものが確認されていることから、当該膨脹の原因と推定される塗料、洗浄液等の有機溶剤等(以下「有機溶剤等」という。)について、管理区域における使用から廃棄に至る状況を確認した。

検査の結果、使用される有機溶剤等は、その化学特性を検討の上「化学物質・危険物リスト」に使用可能な有機溶剤として掲載されものに限り、塗装工事の多い建築グループは、建屋内塗装に使用する塗料をドラム缶膨脹の要因とはならないシンナー等を含まない非危険物を使用していることにより、主に使用されるのは保全工事における機器の塗装、部品洗浄等であることを確認した。使用される有機溶剤等の使用量は、作業計画段階においては「工事共通仕様書」によって「持込み及び小分け」として定められ、実際の持ち込み物品の種類、量を「防護指示書」に記載させることにより、現場への持ち込みは必要最小限となるように日単位で管理していることを保全工事仕様書等の抜き取りにより確認した。

使用後の塗料付ウエス、刷毛等は、付属の金属等不燃物を除去し、塗料は乾燥後に細断し、「可燃性雑固体常設集積場所」に一時保管後に焼却処理していることを「柏崎刈羽原子力発電所放射線管理仕様書ガイド」により確認した。

使用後の空缶は、塗料を除去した後、不燃物を集積する雑固体常設集積場所に一時保管していることを「放射性固体廃棄物管理要領」「KK-固体廃棄物管理業務（雑固体廃棄物処理）委託仕様書」により確認した。

前述の運用が適切に実施されているかについて、3号機建屋の「3号機雑固体常設集積場所」及び「3号機可燃性雑固体常設収集場所」の現場状況を確認し、汚染物品の種類ごとに区割りされ、廃棄物は内部が見える袋に入れられ、既定の表示シールが添付され保管されていることを確認した。

以 上